

手続きや交付申請の際に委任状が必要な場合があります

町民の皆様のプライバシーや財産を守るため、町での手続きや各種証明書交付申請の際に、委任状が必要な場合があります。以下に該当する場合には委任者（頼む人）からの委任状を持参してください。

	手続き・証明書の種類	本人からの委任状が必要な場合
町民課	住民異動届（転入、転出、転居等）	本人、同一世帯以外の方が代理人として窓口に来る場合 ※親子でも世帯が違えば本人からの委任状が必要です。
	印鑑登録申請（廃止、改印含む）	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合 （印鑑登録証（カード）の発行は数日かかります。） ※登録印紛失の場合を除き登録する印鑑又は登録印をお持ちください。
	戸籍・除籍・原戸籍（謄本・抄本）、 戸籍の附票（謄本・抄本）の交付申請	本人、同一戸籍内の方、直系尊属又は直系卑属以外の方が代理人として窓口に来る場合
	各種届書の受理証明書交付申請	届出人以外の方が代理人として窓口に来る場合
	身分証明書・独身証明書交付申請	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合
	住民票の写しの交付申請	本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合
税務会計課	所得・課税・納税証明の交付申請	本人、同一世帯員以外の方が代理人として窓口に来る場合
	土地家屋評価（公課）証明、名寄帳の 交付申請	本人以外の方が代理人として窓口に来る場合 ※本人死亡の場合は、相続関係を明らかにする戸籍謄本等を提示してください。

※『印鑑登録証明書』の交付請求を委任する場合は、委任状は不要です。

代理人が印鑑登録証（カード）を持参し、申請書の記入ができることで委任されているとみなします。委任する人は代理人にカードを預け、住所、氏名、生年月日を伝えて下さい。

委任するとき・委任されるとき の留意事項

○委任する人（頼む人）

・委任状は**委任する人が全て記入**してください。委任状の様式は、任意のもので構いません。

（町HPに参考様式を掲載しています。）

・役場から委任する人へ連絡することがあります。委任状に**日中連絡の取れる電話番号**を記入してください。

・代理人が窓口で各種申請用紙を記入するために必要な情報（本籍、住所、生年月日、証明内容、提出先など）を代理人に正確に伝えてください。

○代理人（頼まれる人）

・印鑑（スタンプ印は不可）及び本人確認書類（免許証、パスポートなど）を持参してください。

※本人、同一世帯員以外の方が代理人として住民票コード・マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写しの交付申請をされる場合は即日交付できませんのでご了承ください。

問合せ 町民課住民担当 ☎66・3111 内線126
税務会計課管理担当 ☎66・3111 内線116

空き家・空き地を所有されている方へのお願い

長瀬町では近年、毎年100人ほど人口が減少しており、町の活性化及び持続のために、人口減少率の改善を行うべく、移住窓口の設置等の各種移住施策を行っております。

そんな中、長瀬町への移住について関心を持っていただく方はいるものの、「住む家や土地が見つからない」との理由で移住を断念される方がおります。

そこで、町では、空き家・空き地を所有されている方で、「**空き家や土地の管理が大変だから手放したい（売りたい）**」、「**町の発展のため、条件が合えば移住者の方に提供しても良い**」、「**手放したくはないが、賃貸であれば検討したい**」という方からの**情報提供をお待ちしております**。所有されている空き家（空き地）を売りたい（貸したい）というご意向をお持ちの方は、下記までご連絡いただくか、役場2階企画財政課までお越しください。

※実際の仲介及び売買は、不動産業者やちちぶ空き家バンク等を介して行っていただきます。役場では皆さまのご意向を伺い、情報として蓄積し、希望される移住者がいた場合に提供可能な物件等についてご紹介させていただきます。

※ご紹介いただいた物件等については、必ず提供されることをお約束できるものではありません。

<ご紹介の流れのイメージ>

①空き物件（土地）を所有されている方から役場へ情報提供

②役場で情報を蓄積し、条件が合う移住希望者がいた場合はご紹介

③移住希望者が購入・賃貸を希望する場合は、所有者の方に連絡を行い、不動産業者等の仲介のもと、手続きを行う。

問合せ 企画財政課企画財政担当 ☎66・3111 内線222